

## 事業対象棟数ごとの最適改善手法評価に要する費用

( 評 価 料 )

事業対象棟数ごとの最適改善手法評価に要する費用（評価料）は表の通りです。  
ただし、次の1) 2) の場合には評価料が異なる場合があります。

- 1) 評価のために現地の補足調査が必要になる場合は割り増しすることがあります。
- 2) 効果的な評価ができるものによっては、割り引くことができます。

表 改善手法評価料（消費税別途）

事業対象棟数	改善手法評価料	備 考
1	60万円	
2	75万円	
3	90万円	
4	105万円	
5	120万円	
6	135万円	
7	150万円	
8	165万円	
9	180万円	
10	195万円	

注1) 上表は、中層住宅で同一の団地又は団地内の一定のブロックの場合を示しています。

高層住宅等の場合には、別途ご相談ください。

注2) 11棟以上の団地等の場合は、事前にご相談ください。